

高松市市道認定基準要綱

(目的)

第1条 この認定基準は、道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づく高松市市道認定に必要な基準を定めることを目的とする。

(市道に認定する道路)

第2条 市道に認定する道路は、法令その他特別の定めのあるものを除き、一般の交通の用に供している道路で次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 路線が系統的で交通上重要な道路であること。
- (2) 国・県道の廃止に伴い、その区間が市道として在置する必要があること。
- (3) 起点及び終点が直接公道に連絡する道路であること。
- (4) 重要な公共又は公益施設・住宅団地と国・県道及び市町村道のいずれかに連絡する道路、若しくは、これらの施設の相互間を連絡する道路並びに団地内区画道路
- (5) 開発道路等の土地の受入れ及び施設管理基準要綱第3条の規定に基づき、市が土地の寄附を受け入れた道路
- (6) その他、交通事情及び公的見地から市道に編入することが適当と認められる道路であること。

(道路の形状及び構造の要件)

第3条 路線の形状及び構造の要件は、原則として次の各号に適合するものでなければならない。

- (1) 道路巾員（法敷は含まない）は4メートル以上とする。
ただし(イ) 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）施行前から築造されているもの。
(ロ) 特別なものについては、この限りでない。
- (2) 路線の形状は、道路交通の流れに適合するもので、その機能を充分果たし得るもの。

(私道を編入する場合の要件)

第4条 私道を編入する場合は、当該私道が第2条及び第3条の規定に適合す

るほか、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 路面が整備され、かつ、境界が明確でなければならない。
- (2) 側溝等排水施設が完備し、維持管理に直ちに支障を生じるおそれがなく、不法占用物件等のないもの。
- (3) 道路の敷地及び構造物を無償提供できる（敷地については所有者において分筆する。）ものであること。
- (4) 宅地造成事業の許可を受けて施工した場合においては、竣工検査に合格したもので、路面が舗装され、側溝・排水系統が完備しており、前1項から3項までの条件が満たされていなければならない。

(申請書及び添付書類)

第5条 道路の路線認定の申請及び添付書類は、次のとおりとし、その様式は別に定める。

- (1) 市道路線編入申請書
- (2) 占用物件調書
- (3) 橋梁・その他の工作物件調書
- (4) 不動産登記簿謄本1通
- (5) 位置図 1 / 10、000以上
- (6) 公図写
- (7) 現況平面図 1 / 500
- (8) 登記承諾書並びに印鑑証明書

附 則

- 1 この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。